

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、休会中の9月14日から15日に開催し、今定例会において付託を受けました議案13件の審査を行いました。

説明を求めるために出席を求めた者は、市長、教育長、関係部長・課長等であります。

それではまず条例関係からであります。

議案第61号 栗東市 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員から質問がありましたが討論もなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 栗東市立公民館の設置及び管理に関する条例 及び栗東市立 栗東文化教育センター設置条例を廃止する条例の制定については、多くの質問や意見がありました。

- ・中央公民館の解体は、耐震等の観点から理解できるが、館が担ってきた機能を具体的にどのように反映させるのか？
- ・解体後、社会教育法関連を、どうしていくのか。館の跡地やコミセンに機能を移すにも、市民に具体的に示す必要がある。ここを拠点に活動していた団体や女性消防の詰め所、くりちゃんバスの駐停車はどうなるのか。
- ・財政状況が不透明な中で、公共施設が軒並み老朽化してきている。今、市内にある建物のアセスマネジメントが必要で、白書を作成し長期的な計画を立てるべき。
- ・コミセン側では、「中央公民館の機能の押しつけ」感がある。市民にもコミセン側にも理解が必要で、プロセスを経て行うべきだ。
- ・社会教育法にある地域コミュニティーを、どこで、どのように作り出すのか。人と人が心をすり合わす場所の提供として、市は何をすべきか熟慮する必要がある。との質問に対し当局から、

10月の広報りっとうで特集を組み、具体案について市民に周知する。中

中央公民館の取り扱いについては、栗東市の中長期財政計画で示しており、平成24年度に解体し、跡地は売却せず有効利用する。

また、各種団体は他のコミセン等で、女性消防は下戸山農業センターの利用となり、くりちゃんバスは平成23年度まで今と同じ扱いとなる。

との答弁がありました。 慎重審議ののち、討論では、

中央公民館の解体は理解できるが、館で育んできた市民の生活文化が育ち難くなっている。解体後における機能の方向性が示されておらず、市民の声が反映されていない。として反対の討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号 栗東市学習支援センター設置条例の制定について、委員から多くの質問や意見が出ました。その主なものとして、

- ・センターのネーミングや中身を議論する場はあるのか。生涯学習を支援する場として調査研究をすることが大切で、審議が尽くされず条例案が議案として上がってきている。
- ・学習支援センターは、中央公民館と同様に貸し館業務はできないのか？規則で示して具体的な利用を明らかにし、利用者に説明すべきだ。
- ・ことばの教室や児童生徒支援などは充実してきたが、他の機関への連携が見られない。ことばの教室は幼児対象と限定せず、必要な子どもに利用できるようにすべきだ。
- ・この学習支援センターのセンター長は誰が任命されるのか？
- ・利用者の配慮として、昼間の貸し館はないとしても、夜間は貸し館利用できないものか？ などの質問がありました。当局から、

学習支援センターは、市役所利用と同じ考え方であり、貸館機能はない。そのことを市民にわかりやすく示していきたい。ことばの教室の対象者は幼児としているが、連携は必要と考えており、今月から定例会を開催し情報交換している。親の会での話し合いにより保護者が希望するプログラムを組む方向で、自転車移動の方に対し、くりちゃんバスの時間等を模索している。

また、学習支援センターのセンター長は、施設管理に必要であり、新たに任命を予定している。

夜間の利用については、基本的に市役所と同じ扱いとなるので、8：30～17：15と規則で定める。との答弁がありました。

討論では、この条例は時期尚早であり、建物の機能が十分に発揮できないとして反対がありましたが、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、補正予算関係であります。

議案第71号 平成22年度 栗東市一般会計補正予算（第2号）については、委員から

自園給食の一括管理に問題はないか。また当初予算の計上で対応できないのはなぜか。との質問に対し、当局から、

自園給食を実施している園は5園で市内に点在している。一括管理することで、均一な管理となり安価で給食が提供できるため実施していて、現在のところ問題はない。当初予算で見込めないのは、当初予算要求時点では、入園児数が見定まらない状況があるので補正予算での対応をお願いしている。との答弁がありました。

また、委員から、老人福祉施設の修繕管理や、幼・保・小中学校のエアコン対応について充実するようにとの意見が出ました。本案は討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第71号 平成22年度栗東市一般会計補正予算（第2号）について のうち関係する歳入・その他の事項については、原案のとおり可決すべきものと決した旨を、総務常任委員会委員長に報告いたしております。

議案第72号 平成22年度 栗東市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）について、

議案第73号 平成22年度 栗東市老人医療保健 特別会計補正予算（第1号）について、

議案第74号 平成22年度 栗東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、の3議案は、いずれも慎重審議ののち、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号 平成22年度 栗東市 介護保険 特別会計補正予算
(第1号)については、委員から、

国・県の制度では、高齢者対象の申請も申請主義である。高齢になると説明書を読んだり、申請書を記入することが困難になってくるので、高齢者にやさしい制度を考えてほしい。

また、介護認定調査員が1名増となっているが、介護認定者数はどのくらいの増加か。との質問に対し、当局から、

高額医療合算については、対象者に個別通知している。市として、できることを考えていきたい。要介護認定者数については、毎年10%前後の増加している状況である。との答弁がありました。

本案は討論もなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に決算関係であります。

議案第76号 平成21年度 栗東市一般会計 歳入歳出決算認定については、委員から数多くの質疑・意見がありました。

その主なものとしまして、

老人クラブの補助金関係で加盟クラブの減少について市の見解と、老人クラブの役員の自助努力は大きなものがある。市としての助力はないのか。

との質問に当局から、

クラブによって加入年齢設定も違い、全国的な流れとして新規会員が集まらない状況にある。老人クラブの中でも高齢化が見られ、地域の活動はできるが、市の連合会の活動は負担になってきているクラブもある。各種の団体がなくなってくる時代にあって、その流れが止まらない。市として考えてはいるが、有効な手立てが探し出せない状況である。との答弁がありました。

高齢者の所在不明者が出ているが、栗東市の現状はどうか？

との質問に当局から、

9月1日現在、100歳以上が13人、介護保険の使用などで生存を確認済みである。節目祝い金支給については、民生委員さんを中心に面会するなどしている。その中で独居老人等の実態は把握していないが、特定高齢者事

業の未返送者から、居住実態の確認をする努力をしている。との答弁がありました。

また、平成21年度から自治会単位で敬老会が実施されているが、敬老会を開催しない自治会もあるが、市の考えは？

との質問に対し、当局から、

一部の自治会では、高齢者が1～2名のところもあり、市は相談を受けていた。茶話会のスタイルで実施され、良かったとの感想をいただいたこともあり、少しでも地域のふれあいの場をもつていただきたいと思います。

との答弁がありました。

また、人材バンクでどのような生涯学習の推進をしていくのか。

との質問に当局から、

現在105の人材登録があり、冊子を作成し活用の促進を図るとともに、ホームページにも掲載している。との答弁がありました。

発達支援事業の充実を認めるが、たんぼぼ教室の支援体制が弱くなっているように思うが。との質問に当局から、

人員配置は、同様の配置状況であり、システムにおいてたんぼぼ教室の支援体制は充実してきたと認識している。との答弁がありました。

養護学校に通う子どもを持つ家庭で親の就労時間が、養護学校のバスの時間に間に合わない場合がある。くりちゃんバスの利用が低下している中、これを利用し工夫したサービスの提供はできないか。近隣市での取り組みを参考に充実できないものか。との質問に対し、

こなん通園利用者には、タクシーによる送迎を実施している例はあるが、法の適用外の施策となっている。移動支援には、法に基づく財政支援がなく実現は難しい。コミュニティバス利用については近隣市の状況を把握し参考にしたい。との答弁がありました。

去年の新型インフルエンザの流行を教訓に、今後、市はどのように対応するのか。との質問に、当局から、

市は、広報活動を行っていくこと。また湖南広域で医師会や行政など関係機関が情報の共有などにより連携を深め、活動を行うことの確認をした。

更に、インフルエンザ治療薬の備蓄を県と国で進めている。

との答弁がありました。

民生委員児童委員の仕事は非常に重要なものと痛感しているが、市民に対し、民生委員児童委員の活動状況の広報はできているか。

との質問に、当局から、

毎年、栗東市社会福祉協議会の広報のなかで、周知がなされている。

との答弁がありました。

児童虐待の件数では、他市との件数の違いが大きいのはなぜか。虐待が疑われる事案も支援体制の視野に入れ対応すべきと考えるが、市の考えは？

との質問では、

虐待件数をカウントする指針がなく、市の担当者が虐待と認識したものを上げているところや、通報件数全てを上げているところもあるのが実状で、今後統一的な指針を持つよう提案していく。

市の役割として、虐待を早期発見することが大切であると認識しており、通報元と連携を密に、今後も代表者会議、協議会、実務者会議等で情報の共有化を図りながら対応していく。との答弁がありました。

また、母子保健事業で、乳幼児健診の未受診世帯の対応は。との質問に、当局から、乳幼児健診の受診率は他市と比べて高い状況である。未受診世帯については、すべて保健師の訪問や育児支援相談員の電話対応等を実施しており、外国への帰国など例外はありますが全数把握に努めている。

との答弁がありました。

生活保護世帯が増加するなかで、今の職員体制で十分な対応はできているのか。との質問に、当局から、

法律で80世帯に一人のケースワーカーが必要となっており、それに準拠して対応している。訪問は「調査」としての位置付けがあり、一般的に高齢者等は訪問回数は少ないのが実状である。との答弁がありました。

不登校生徒の対応については、今まで先生の熱意に頼った部分も見受けられた。子どものケースも多様化するなか、先生の確保は出来ているか。

との質問に、当局から、

不登校は年々減少しており、今回、学習支援センターで、相談室の充実と共に、ホールの活用もでき、環境が充実する。との答弁がありました。

就修学奨励事業の一般施策に向けての方向性は、との質問に当局から、「就職できなかった。」と、「就職差別があつて就職できなかった。」とは、明らかに違いがある。この事業でそれを補うことが今必要であり、力を付けても進学できない実態を理解していただきたい。しかし、徐々に一般施策に移行するよう努力していく。との答弁がありました。

討論では、保育園の臨時職員が10人不足していて、その対応がフリーの保育士にかかっており、子どもに良くない環境である。また、82人の待機児童が出ている。たんぼば教室では通級できる対象年齢が狭められ、職員体制も弱くなってきている。就学援助について、地域限定の施策でなく一般施策に移行することなどを求めて反対の討論がありました。

一方で、限られた予算なかで、市は福祉・教育にできる限りの予算を配分していると認められた。市の努力に対し、賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

なお、関係する歳入・その他事項については、認定すべきものと決した旨を総務常任委員会委員長に報告致しました。

議案第78号 平成21年度 栗東市 国民健康保険 特別会計歳入歳出決算認定について、委員から、

連続の値上げで、滞納世帯はどのくらい増加し、滞納整理のため差し押さえは何件したのか。また、高校生以下の短期証の交付状況はどうなっているのか。との質問に対し、当局から、

滞納世帯は、前年度対比45%増、差し押さえは89件であり、高校生以下の人がある世帯の短期証は全て交付済み。との答弁がありました。

討論では、

滞納世帯に対し、十分な対応が出来ていない。このままの対応では、滞納がますます増加する。滞納世帯のうち、子どもがいる世帯に対し保険証の交付が遅れたことは不十分として反対の討論がありました。

また、賛成の討論として、税負担の公平性を保つため、市は戸別訪問徴収を行うなど、国民健康保険制度を維持するため、常に努力している。対象のみなさんが国民健康保険税を納めることで、国民皆保険が維持できる

ことから、国民健康保険税を納めるのは義務として認識すべきもの。よって国民健康保険の安定運営を望み賛成する。との討論がありました。

採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第79号 平成21年度 栗東市 老人医療保健特別会計 歳入歳出決算認定については、質疑、討論もなく、採決の結果全員一致で認定すべきものと決しました。

議案第80号 平成21年度栗東市 後期高齢者医療 特別会計 歳入歳出決算認定については、質疑ののち反対の討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

議案第81号 平成21年度 栗東市 介護保険特別会計 歳入歳出決算認定については、

質疑ののち、介護保険制度は施設入所の待機者が多く、現状にあった運用ができていない。保険料を支払っても受けたい介護が受けられないなどとして、反対の討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査結果の報告といたします。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。